



沢辺税理士事務所通信

平成 27 年 10 月 1 日号
NO.018

マイナンバー制度、始まります(当事務所からのお願い)

マイナンバーは、今年 10 月 5 日以降に住民票の住所の世帯主宛に簡易書留で郵送され、来年(平成 28 年)1 月から税金・社会保障・災害対策の分野で利用されることとなります。

これにより、当事務所では給与所得の源泉徴収票や、お取引に関する支払調書などに皆様のマイナンバーを記載するために、個人番号を届け出ていただく必要があります。後日あらためてお願いいたしますが、まずは皆様におかれましては以下の事項につき、ご留意いただければ幸いです。

お手元に届きます「通知カード」にマイナンバーが記載されています。なくしたりされませんよう、しっかり保管してください。

マイナンバーの当事務所へのご提供にご協力をお願いいたします。

来年 1 月以降に無料で取得できる「個人番号カード(顔写真付き身分証明書)」を申請し、取得されることをおすすめいたします。

(表)

(裏)

また、法人のマイナンバーは、今年 10 月 22 日から 11 月 25 日の間に発送され、国税庁ホームページでも公表されます(法人番号は広く一般に利用されることが前提になっています)。

相続税増税の影響はどうか？

～事務所 HP ブログより～

ご存じのとおり、今年 1 月に相続税の基礎控除が 4 割引き下げられました。事実上の相続税「大増税」です。国税庁の「統計年報」によりますと、亡くなられた方のうち相続税が課される割合はここ 10 年ほどは 4% 程度で推移しています。ただし死亡者数自体が増加傾向にありますので、2012 年の課税対象被相続人の数は 52,572 人と、2006 年の 45,177 人と比較すると明らかに増加しています。

今年の相続税増税で、この課税される割合は 6% 台にまで増加するだろうと言われております。**増加割合は 2% 程度ですが、人数にすると 25,000 ~ 30,000 人程度は増加する**という計算になりますし、もともと課税対象だった方も百万円単位で納付税額が増加することを考えますと、影響は相当大きいとみていいと思います。なんだか消費税の増税と数字上のカラクリが似ている気がします。

税理士として仕事させていただいている私の感覚としまして、ここ 9 か月で相続に関する仕事は明らかに増えています。相続税の申告もそうですが、税金以外での相続対策の関心も高くなりましたし、必然的に生前対策としての贈与税の申告も増えそうに思います。**改めて影響の大きさを肌で感じている今日この頃です。**